

第7回 競争的資金制度改革プロジェクト 議事要旨(案)

1. 日時：14年12月20日(金) 16:00~18:00
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：細田 博之 科学技術政策担当大臣
【委員】井村裕夫座長、黒田玲子議員、青木昌彦委員、沖村憲樹委員、小野田武委員、岸本忠三委員、豊島久真男委員
【事務局】大熊政策統括官、永松審議官、和田審議官、木村参事官、佐藤企画官
4. 議題
 - (1) 政府研究開発データベースによる競争的研究資金制度の実績データ解析について
 - (2) 資金提供形態と資金提供の在り方について
 - (3) その他
5. 議事要旨

井村座長

ただいまから第7回の競争的資金制度改革プロジェクトの会合を始めさせていただきます。当初の予定より、急に欠席の方がふえましたけれども、活発にご発言をいただきたいと思っております。

本日は、事務局からの案内では、「研究従事者の人件費の直接経費への計上と資金提供形態について」、これはポストク等の研究従事者の人件費を研究費に入れるということを中間報告で提言しておりますが、その現状を調べてみたいということが一つございました。それから、「ポストドクター制度、ポストクのあり方について」、それから、「プログラムオフィサー及びプログラムディレクターによるマネジメントの具体像について」、そういうことを議論する予定でご案内をしました。しかし、人件費の調査が、まだ一部十分にできていないところもあるようで、データが集まりませんでした。それから、プログラムオフィサー、プログラムディレクターは、幾つかの省で概算要求しておりますが、ある程度認められる方向だということは聞いておりますけれども、まだ最終結果を得ておりません。

そういうことで、本日は、事務局において競争的資金のデータベースをつくっており、そのデータベースを用いて、現在、配分の実績がどうなっているかという現状をご報告して、その上でいろいろご意見をいただきたいと思っております。最近、新聞をにぎわしている事件もありますので、われわれとしてはできるだけきっちり現状を把握しておく必要があるのではと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思えます。

(事務局より資料確認)

井村座長

それでは議題1に入らせていただきます。「政府研究開発データベースによる競争的研究資金制度の実

績データ解析について」ということでございます。実は平成13年度から、競争的資金につきましてデータベースづくりをやってまいりました。まだ100%完成はしていませんが、およそのところを把握できるようになりました。各省にずいぶん協力をお願いしてできたものです。いままでは細かいところはほとんど見えなかったわけですが、これによって、わが国の競争的研究資金の配分状況が相当見えるようになってまいりました。本日はまず、それについてご質問とかご意見を伺いたいと思っております。

(事務局より資料1-1、1-2について説明)

井村座長

以上が、いま総合科学技術会議が持っているデータベースを使って調査した一つの実態です。いまから2年余り前、実は自民党の科学技術創造立国調査会に研究評価小委員会ができて、私、その第1回目に意見陳述に呼ばれました。その10日ほど前に、ある私立大学の教授が3カ所から研究費をもらって、余ったので飲み食いに使っているというのが新聞に出て大変困ってしまいまして、そのときに、やはり現在は各省が、研究代表者はオーバーラップしないように連絡会議を持っているけれども、グループ研究が非常に多いですから、内容は見えない。したがって、データベースをつくっていく必要があるだろうということを提言しました。それが受け入れられて、データベースの予算がつかえました。ただ、これを打ち込んでいただくのが結構時間、手間がかかりますので、やっとこの程度のデータができたわけでありまして。ご自由にご意見を、あるいは印象でも結構ですから伺いたいと思います。

大変興味深いデータですけれども、今回の競争的資金の政策的目標であった、若手を重視したいということで、若手に制限した研究費獲得、あるいは件数でもいいんですが、件数を除いた場合には、若手はどのくらい自立して、幅の広い対象に対して競争力を発揮したかというのがわかりませんかでしょうか。

木村参事官

わかります。次回までに調べてみます。

本来でしたら、そういう完全なオープン競争でも実力を上げていただかないと、仕組みとしてはよくないと。

井村座長

そうですね。ここでいろいろ議論があったんですが、若ければいいというものではない。だから問題はやはり若くても、プリンシパル・インベスティゲータとして独立できるような人にきちんとお金を出さなきゃいけないということですが、日本とアメリカとちょっと仕組みが違います。アメリカですと、アシスタントプロフェッサーになると研究費に応募できますから、そこが非常にはっきりするんですが、日本はそれがありませんので、こうやって見ると、やはり大体50歳代前半ぐらいが一番たくさんお金を取るといことだろうと思います。それから、重複してもらうということを一概に排除するのはよくないと思っています。ただ、研究テーマによって、おのずからリーズナブルな額というのはあるわけで、経済財政諮問会議あたりから、もうバブルになっている、だから、これ以上出す必要はないという批判が出ます。デ

データベースをつくった一つの理由は、そういうところもありまして、実際、バブルといえるような形がどのくらいあるのかわかりませんでした。これで見ると、そんなに多くはありませんが、若干はあるということは間違いがないと思います。

若手の研究費ということを言われましたけれど、その後で井村先生が、プリンシパル・インベスティゲータと言い直されていました。私はやはり、プリンシパル・インベスティゲータである若手がきちんと取れるようにということであって、プリンシパル・インベスティゲータになるまでは、むしろ研究費を自分で申請するよりも、もっと自分で研究の実力を上げていくことのほうが大切じゃないかと思うんですけれども。

井村座長

そういう意味で、たとえばポストクに研究費をつけるのがいいか悪いかとか、そういうこともあるわけですね。日本は、ある程度つけている制度もあります。

基本的には、そのポストクが本当に独立する、ポストクというよりも、独立して研究をする能力を持っている若い人というのがいると思うんです。それが見過ごされがちなので、そういう人が親元を離れて研究できるぐらいのつけ方が必要で、100万、200万は、私はあまり意味がないと。

井村座長

大抵100万ぐらいしかついていませんね。

たまたま重複獲得の事例を、こういう具体例でお示しいただいたんですけれども、ライフサイエンスの分野に集中したというのは、サイエンスの特徴なんでしょうか、それとも制度の特徴なんでしょうか。先生のご感想を教えてください。

井村座長

よくわかりません。一つには、競争的資金はライフサイエンス分野で一番よく伸びました。ここ5年間ぐらい。だから、それがたぶん反映しているんじゃないかという気がします。いまのところは一応、重複制限はありますけれども、きちっとチェックするシステムがありませんから、後で調べてみると重複していたということになり得るわけで、それをどうやって、これから防いでいくのかということですね。重複自体が悪いということではありませんが、おのずから一定の枠があるだろうということは考えます。

今後、全体として、競争的資金の制度を検討されると思うのですが、そのときのスタンスとして、まず競争的資金、7～8年も伝統がありますし、科研費はもっとずっとあるわけですが、それぞれ伝統があって、対象としている研究者の方も違うし、個性が育ってきていると思います。ですから、基本的には、そういう個性、日本の中に、いろんな種類、性質の競争的資金制度があるということを前提に検討していただければと思います。そういう中で、どうしても直さなきゃいけないということは直すべきだと思うんですけれども、よく調査していただいて、個性を尊重して検討していただきたいというのが希望です。

井村座長

やはり競争的資金にも個性というのがあっていいと私も思っておりますから、すべて一律に、幾らぐらいで横並びにしないといけないとか、そういうことは考えておりません。ただ、外から批判されるようなことはないようにしないといけないので、その一つが、一部の人に集まりすぎているんじゃないかというようなことです。これはやはり避けないといけないと考えます。

資料1 2は論点メモですが、国立大学、私立大学、民間等への配分比率が妥当かどうかというのはなかなかむずかしい論点です。これは、それぞれの研究資金がきわめてフェアに評価されていければいいわけで、どこにはどのぐらいいくべきかというようなことを決めることはできないのではないかと思います。それから、複数の競争的資金制度の間での重複申請・獲得、同一制度内のプログラム間での重複申請・獲得、この辺はおのずから、一定の枠内以上は望ましくないと思いますが、それをどうやって防いでいくのかが一つの問題です。それについて、エフォート制の導入というのが書かれております。アメリカでは、ご承知のようにエフォート制を導入していますが、その意味はちょっと違うかもしれません。向こうでは、エフォートによって、大学等がくれる給料等が決まってくるということなのです。そういう意味ではありませんが、八つも九つも研究費を取るの、エフォートからみて無理だろうという気はします。これをどうするかという点でご意見をいただきたい。それから、最近、G8の国のいろんなファンディングエージェンシーの会合に参りますと、やはり電子化が非常に進んでおります。これはやはりやっていけないんじゃないか。電子化をすれば、こういうデータベースづくりもうんと楽になりますし、落ちたものにどういうものがあるのかも、見ようと思ったら一遍にわかるわけですから、そういうことについてご意見があれば、伺いたいと思います。

エフォート制というのは、それなりの効果を発揮すると思いますが、そのときちょっとご留意いただきたいことは、大学の教員としてのエフォートという場合には、研究と教育の問題、あるいはマネジメントの問題があります。その第一段階のエフォートの問題というのが、たぶん、より先に顕在化してくる問題だと思います。その研究の部分での、もう一段目のエフォートが、ここに関係するわけですね。その最初の段階がブラックボックスですと、このエフォートは何を意味するのかわからなくなるのではないかなという心配はありますので、ご留意いただければと思います。

井村先生のほうからもお話がありましたように、これから、こういうデータをどうやって使っていくかが重要になってまいりますね。そういう意味では、電子化、各省庁にわたってどういう申請が行なわれているのか、どういう結果が過去にあったのかという蓄積が共有されるようなシステムを、ぜひつくっていただくような、たとえばフォーマットを単一化するとか、これは科学技術総合会議みたいな調整機構でぜひやっていただければと思います。

申請の重複ですけれども、これは、もし本当に、いろいろなバーサタイな研究をやられる研究者がおられれば、これは重複がいくらあったっていいと思いますが、よくわかりませんが、社会科学なんかの場合には、幾つも研究資金をいろんなところに申請して、3月ごろになると、同じディスカッションペーパーを、表紙だけ取り替えて出すとか、そういうようなこともないわけではないんですね。そうしますと、重複した申請なんか、果たして効率的に使われているかという評価というのは、事後評価がすごく重要に

なってくると思います。事前じゃなくて。事後のトレースしていくということが必要になって、そこでプログラムオフィサーのような、配分に関して行政的な責任を持っておられる方の役割というのは非常に重要になるんじゃないかと思いますが、そういう方が機能するためにはデータベースが必要になってくるというような形で、重複の問題とか、データベースの整備とか、プログラムオフィサーを設置するというようなことは、お互いに補完的な感じで機能を強め合うという関係にあるんじゃないか。これは当たり前のことなんですけれども、というふうに思います。

それから、データを見て非常にびっくりしたのは、研究資金、50代のところにあれだけ集中しているのは、私のようにアメリカに長くいた者からいうと非常にびっくりしました。アメリカなんか、50歳ぐらいになると、教育にだんだん推移していくわけで、最先端の研究というのは、分野によって違うと思いますけれども、30代、40代、ノーベル賞の成果を上げた研究というのも30、40というのはかなりはっきりしていることですから、この問題は非常にシリアスに考えるべき問題じゃないかと思います。

井村座長

科研費だけをとると、40代から50歳前半ぐらいにわりとっているんですが、全体でみると、やはり有名な方のところへ行くという傾向があるんでしょうね。

これは、たとえばNSFとか、外国の年齢別のデータなんかあるんでしょうか。

木村参事官

あるかどうか調べます。

井村座長

いまの電子化の問題ですが、これはやろうと思えば、そんなにむずかしいことではない。

木村参事官

私、前に、経済産業省で情報処理振興課長で、ITの課長をしていましたので、これはむしろ政府の法律に基づく届出申請の電子化を3年でやろうというときに、国民との関係なもので非常にむずかしいと思うんですが、それも3年で原則やるということを決めました。そういうことを考えますと、研究者の方が入ると、全部データベースにつながるようにするという事は、システムとしてはそんなにむずかしいことでもないし、そんなにお金がかかる問題ではないだろうと思います。

7ページのところで、たとえば研究者1という人は13件もあって、そのトータルが5,500万しかないわけですね。これはたぶん総括班とか何とかというので、研究費をもらわずに、その班の構成とかアドバイスというのに入れられているのまで入っているんじゃないか。それは抜いてあるんですか。

井村座長

そうです。たとえば班長だからといって、班長のところにドット行ったりしますね。そういうのは入ってないはずですね。

そうではなくて、総括班の中にメンバーとして入れられているけれども、実際の研究費はそこからもらってないという人があるんですよね。かなり。

井村座長

これは全部もらっている人だけです。だから、これはたぶん小さな班に幾つか入っている。調べた中で一番多いのは3億6,217万ですか、これが一番多いですね。あとは、そんなに多くないのもあります。

木村参事官

研究者1の方、8ページに内訳がございませうけれども、厚生科研費で12取っておられて、代表になっておられるのが二つなので、分担の部分がこの方は多いということだと思います。このデータベースは、代表者の分と、自分が分担した場合は、分担別に行なっているのも入るようなデータベースです。

井村座長

10日ほど前にドイツのDFGという、基礎研究のファンディングをやっているところを訪問してきたが、ドイツは大変遅れたけれども、明年から電子化のアプリケーションをやると言っておりました。その前に、ことしの6月にロシアへ行ったときに、ロシアのファンディングエージェンシーがやっぱりあるんですが、そこは70%か80%ぐらい電子化でやっている。そうすると非常に効率がいいと言っていました。だから、私が行って質問をすると、すぐに、たとえば生命科学が何%ぐらいとか、全部簡単にわかるわけです。それから、アプリケーションをアクセプトすると、すぐその場でレフェリーを決めて、レフェリーへ、また電子メールで送ってしまう、そして、何日までに返事をしてほしい、そういうこともきわめて簡単にできるようですし、いま、アメリカのNSFも相当進んでいるんですね。

事務局

ファーストレーンというシステムを入れておまして、それが完全に電子的に行えるようになっております。ただし、グラフィックで極端なものなんかは重いので、ちょっと制限をつけている状況です。

井村座長

これをやりますと、データベースづくりも非常に楽になってくるわけですね。初めから、アプリケーションの段階から電子メールで受け入れてやるわけですから。

これはソフトは、どこかが1カ所つくれば、完全にみんな利用できるということになるわけですか。

井村座長

そうです。共用でやればいいわけですからね。

木村参事官

むしろ個人情報との関係で、どこまでをアクセス可能とするとか、セキュリティの問題が若干あると思

いますけれども、研究者が自分で入れて、それをデータベースで共用するというのは、システムとしてはそんなにむずかしくはないです。

井村座長

プライバシーの保護をどうするかはきちんとしておかないといけませんよね。しかも、研究のプロポーザルですから、アイデアを盗まれることもありますからね。

和田審議官

このデータベースは、各省から積み上げたデータベースを内閣府がコントロールしまして、競争的資金については、7月から8月に完成したものです。そのほかのプロジェクトベースのものについては、できれば来年の3月までに完成させたいと思っております。現在は、内閣府のターミナルからしか使えないんですが、それは、先ほどの個人情報の点もありますので、その辺をクリアにして、各省のターミナルでも使えるように、いま、しようとしているところです。

井村座長

それから、先ほどおっしゃったように、重複をどこまで認めるかとか、そういうことは、プログラムディレクターとかプログラムオフィサーができますと、そういう人たちが判断をすればいいわけですから、そういう意味でやっぱり重要だろうと思います。ドイツの代表的なファンディングエージェンシーであるDFGは、Ph.D.を約120人持っておりまして、分野ごとに責任者を決めてやっていました。

そういう意味で、いまプライバシーとか何かということが出ているんですけど、インターネットが広がっている社会におけるプライバシーの限度というのはどこなのかということは議論する必要があると思うんですね。特にいま社会科学、経済で、いろんな個票のデータというのがありますけれども、アメリカでは、個票に基づいたパネルデータでいろいろ、雇用問題なんかも統計分析をするのが主流になっているわけですけども、日本は個票が公開されないわけなんです。これはプライバシーということになっているんだけど、プライバシーの拡大解釈をあまりすると、学問の進歩にもならないという面があるんじゃないかと思います。先ほどおっしゃったように、確かに研究のアプリケーションがやたらに公開されるというのはまずいんですが、プログラムオフィサーなんかには、そういうデータには、省を超えてアクセスできるようなシステムをつくるということを考えたほうがいいんじゃないかと思いますし、もう一つは、ただいまの様な調査は、作りっ放しじゃなくて、事後的な評価をキチンとして、重複とかのチェックをするというような方向に進むべきだと思いますから、実際に研究費を獲得した人はどういう研究成果を上げたかとか、そういうデータも蓄積していくようなシステムを今後考えていく必要がありますよね。

先ほども言われたんですけど、研究者1、13件、5,500万、どこからもらっているか、厚生科学研究費補助金、ほとんど件数の多い人は厚生科学研究費補助金なんです。5,500万円、13件というと、平均すると数百万、それではできないからたくさんになるので、一つずつの研究費を、ある程度リーズナブルな額にするという形に変えていくことが必要だと思います。ほとんど全部が厚生科学研究費、厚生省の出し方に問題があるので、しかも、間接経費がゼロ。しかし、このリストを見て一番問題は、たと

えば研究者15が3億6,200万円です。もし人件費を使わないとしたら、3億6,000万円も要るか、どう使うか。人件費がなかったら5,000万円で十分、ちゃんとしたい研究ができると思うんです。だから、その額の多さ、一人のところにあまりにも大きな額がいくというところが問題で、件数は、細かいやつを集めるからぐあいが悪いので、ある程度の額にするとか、リーズナブルなところへ全部持っていくので、あまり大きなものも、あまり小さなものもつukらないというのが大事じゃないかと、経験からすると思います。もう一つ、年とった人が多くて、若い人が少ない。これは日本のヒエラルキーのところの問題があって、医学部の感覚からいうと、助手ぐらいの人が一番充実している。ところが、どこかの大きな研究費の会で、助手の人がもらうと、教授は困るでしょう、うまくやれますかというぐらいのことにまできてくるので、助手とか、教授とか、助教授とか、そういう身分とか年とかを一切書かないシステムにして、内容が本当にいいかどうかで判断する仕組みを入れていけばいいので、日本では、助手と書いてあると、ほとんど大きな研究費は外されてしまうということになるので、年とポジションを書かないというふうに変えたらいいんじゃないか、ある程度変わるんじゃないかなと思うんですけども。

いまのお話で、私のところに「さきがけ」という制度があるんですが、それは40歳以下の若手が原則ですが、むしろ若い方を選んだら、上司の教授に相談されて辞退するという例もままあります。ですから、いまの話は、身分、年齢を消したら済むという問題ではなく、日本の大学の構造そのものにかかわる問題で、その文化が変わっていかないといけないんじゃないかなという気がしています。

井村座長

これは大学のあり方が問題で、私がドイツに行った理由の一つは、ドイツの大学改革が見たかったんです。だから、DFGも行きましたけど、それ以外に、大学を訪問したり、政府の大臣に会っている話を聞いたりしました。ドイツはいま、ジュニアプロフェッサーという制度を導入しようとしています。これは30代の人で、任期3年、最大6年といいましたね。それで教授に昇任できなければ終わりである。だから、ある意味で、テニユア制度の導入のような形だろうと思います。ドイツはやっぱりヒエラルキーが非常に強かったのですが、いま、それが変わろうとしているわけで、日本も仕組みを変えていかないといけない面が確かにありますね。

先ほど言われた厚生科学研究費の問題ですけれども、そのなかには、たとえば疾患の全国調査と診断基準を決定するようなものがかかなりあると思いますね。そういうものは競争的資金のところにもリストアップすること自体が間違っているんじゃないかと思います。それは競争的資金じゃなく、トップダウンで、こういう形で、こういう組織で、こういうデータを集める必要があるというもので、それはそんなに大きなお金が要らない場合があるので、これはやはりここから外して、たぶん入っているんじゃないかという気がするんですが、外して考えていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

井村座長

そうですね。この会で石坂先生がかなり強く主張されましたし、一昨日、大石委員は今日出られないというので聞いたら、やはり研究費は個人であるべきだという考え方です。確かに私も、基礎的研究は、個人の創意でやるものという気がします。ただ、やはり例外もあって、いまおっしゃったように、調査研究

とかは10人、15人が入ってやらないといけない。それから、開発研究なんか、違った専門家が3人、4人組んでやるほうがいい研究もあると思います。諸外国も、一部に共同研究を導入しているのが多いですね。ただ、日本は、文科省以外はほとんどが基本的に共同研究なんですよね。だから、それをどうするのか、それはまた調査が全部できていませんので、いずれ、ここでまたヒアリングして、どういう形で、どう研究がなされているかを調べた上で改善策を考えなきゃいけないと思います。そういう場合には、小さい研究費をたくさん集めてくるということになると思うんですね。そこは、先ほど言われたように、改善していかないといけない一つのポイントだと思います。それでは、細田大臣が今お見えになりましたので、大臣からごあいさつをいただきたいと思います。

細田大臣

皆様ありがとうございます。本日は、朝、閣議がございまして、この厳しい中、来年度予算の第一次内示が行なわれる。一次内示は復活折衝を経るわけですが、その中に、まだ、交渉の財源は500億ありますよと埋め込んでありますので、総額は最後まで変わらないわけで、国の借金も30兆、30兆と小泉総理ががんばっていましたが、38兆円ぐらいになってしまうということですか。景気対策でやむを得ない面がございまして、ただ、その中で、公共事業その他は抑え込むということなんですが、科学技術の予算は、科学技術は21世紀の米であると、先生方のご努力により、非常に幅広く浸透し、科振費、伸びが一次内示で2.2%というのが出て、義務的にふやさなきゃならない社会保障費の一部以外では最も高い伸び率ですし、今後の復活折衝でも若干伸びるという優遇をされております。それから、井村先生はじめ、総合科学技術会議のご努力により、S、A、B、Cというランクづけをした、これに対する答えも財務省が、史上初と言ってもいいぐらいですが、非常に取り入れていただいて、その中で、先ほど述べました予算づけを行なってもらっています。また、皆様方をお願いしております競争的資金制度を中心とする評価の問題についても、プログラムオフィサーやプログラムディレクターの設置等、こういった問題についてもいままでもよりも充実した予算を各省に、いま提示しつつありまして、そのときに、各省が一義的には責任を持って、こういった制度を導入するけれども、全体のバランスやあり方等については、総合科学技術会議で検討してくださいよという答えがキチッと、財務省から当方内閣府に返ってくるように今なっているわけでございます。これも皆様方のご努力の賜物で、改めて御礼を申し上げます。そして、問題点もいろいろ出てきているわけで、いろんなスキャンダルめいた記事が出て、中身を見ると、同じ方が相当重ねて、多くの省にまたがる多くの研究費を受け取っているとか、また、かけている時間といいますが、エフォートといいますが、積み上げていくとかなりのものになってしまうということも明らかになりつつあります。これはデータベースが整ってきたことの効果ですが、これを単なる個々人の責任に帰すことではいけませんので、やはり政治的に、貴重な税金が、最も大事な用途に振り向けられるべきであるし、そのことが、今後の科学技術の発展に最も効果的にならなければいけないという視点から見た場合、どう考えたらいいかということは、新たな問題提起としても出されているということで、こういった透明性、公正性、効率性といった問題について、この場で、よりよき方向を打ち出していきたいと思っております。また来年にかけて詳細にご検討いただき、いい結論をお出しいただけるようよろしくお願い申し上げます。

井村座長

ありがとうございました。いま大臣のお話がありましたように、予算の内示が、今日ございまして、こ

れから一部復活折衝があつて、24日に、最終的に閣議で決定がなされる予定です。われわれの要望しておりましたプログラムディレクターあるいはプログラムオフィサーも、かなりの程度に認められるのではないかと考えておりますので、今後はっきりいたしましたら、また、そういう人たちが何をすべきで、どういうレベルの人が望ましいのか、そういうこともご議論をいただきたいと考えております。今日はまだ全貌が見えませんので、いずれ明年度お願いをしたいと考えております。そういうマネジメントがしっかりしないとイケませんので、そういうあたり、いろいろご意見を伺いたいと思います。

それでは2番目の議題に進ませていただきます。「資金提供形態と資金提供の在り方について」。これにつきましても、事務局で現在、調査をしておりますので、これから報告をしていただいて、どういう問題点があるのかということについてご議論をいただきたいと思います。

(事務局より資料2 - 1 ~ 2 - 4 について説明)

井村座長

研究費の、これから支給のあり方をどうするのかということについてご意見をいただきたいと思います。昨今報道されております不正流用の疑い等についても、研究者個人が経理をやっていたということです。いままでは、確かに大学の事務局の定員に限られておりますので、すべての経理をやるのがなかなかむずかしかった。だから、結局、個人がやっているということになったわけですね。しかし、いま間接経費もつけておりますし、国立大学が独立行政法人化しますと、大学としては、やはり研究費をきちんと管理していかないとイケないということにもなりますので、そのへんご意見を伺えたらと思います。石坂先生の意見、これはたぶんアメリカのご経験に基づいたものであると思います。

私どもの制度が非常にユニークなので、私どもの場合は、大学にお金を差し上げるときに1割、その研究に必要な、大学が支出すると思われる費用の1割を大学に差し上げて、それ以外の研究費は直接、私どもが、先生の要請を受けて支出するシステムになっておりまして、先生にキャッシュが一切渡らないシステムになっているので、事故が全くないわけじゃないんですけど、ほとんどないというシステムになっています。これは先生方のアンケート調査だと、非常にフレキシブルに動いているので、非常にいいという評価をいただいております。今後検討されるときに、ぜひご考慮いただきたいと思います。それが1点と、私、研究をやったことがないのでよくわからないんですけど、大学の先生方にとって自由に、何が便利かというところで、大学サイドでよく議論されるべきだと思うんですけど、一つ、私どもは、申請は個人にやっていたらいいんですけどね。決まったところから大学に接触して、オフィシャルになっていくんですけども、先ほどの話じゃないんですけども、特に若い先生なんかは、申請を、大学の教授に諮って、大学当局を通じてやるということだとどうということになるかなという懸念もありまして、申請は個人がやるということも、ぜひ考慮に入れていただきたいなと思います。

井村座長

そこは少し議論が必要じゃないかという気がしますね。というのは、大学は、石坂先生が書いておられるように、研究だけするところじゃありませんから、当然、教育もあるわけです。だから、大学が、その先生がどれだけ研究に時間をとっているのかが把握できないというのでいいかどうか、そこは議論が必要

だろうという気がしますが。

実際にお金を使っている現場の人間として、ここでも前から言われていることですが、年度を越して使えないということが一番ぐあいが悪い。先ほどのJSTでも、いままでは出資金でしたから、年度を超えてもいけたわけで、人件費もうまく使えたんですけども、全部補助金になって、補助金というのは1年以内だというのが、研究には全くそぐわない。例えば、今度の21世紀COEでも、秋の終わりぐらいになってきて「12億何千万、大阪大学」、しかも、これは個人にというので、僕の個人の通帳に12億何千万が入ってきてびっくりしたんですけども、それで3月までに全部使えというのは、非常なむだ使いが起こるし、そこを早急に問題を解決しなければいけない。人件費も、3月になったら給料が払えないとか、いろいろな問題が起こってきますし、それが一番問題。それから、もう一つは間接経費の問題ですけど、ここにも書かれているように、そういう大きな研究費を取ってきてやるためには、大学としては、場所もちゃんと整備しなければならないし、電気・ガスも要るし、いろいろな環境の問題も必要なわけで、そのために間接経費が来るわけで。ところが、先ほどの資料1の、研究者15とか、研究者1の人、3億何千万もらってきて、間接経費ゼロなんです。もし大学でやっておられるとしたら、大学はどないするんやということになって、文部科学省は30%、ほとんどの研究費に間接経費を出しているんですけど、他の省庁は非常に少ない。ほとんど出していないところも、これは政策経費ですからとか、いろいろな名目が出てないというのが一番問題だと思うんです。それからもう一つ、今度は逆に、間接経費を出しますから基盤校費が要らないというのは、石坂先生も書いておられますが、間接経費というのは、研究を推進し、その環境をつくるためのものであって、大学は半分は、学生の教育をしているわけで、そのためのお金というのは、研究費とはまた別のものであって、それがちゃんと確保されていなければ、いまの名前では基盤校費とか言っていますけれども、間接経費のほうへ回しているから、こっちを削っていいんだとか、そういうものではないので、二つの柱がどちらもちゃんとしなきゃいけないということで、DとかEに書いておられることがそういう意味と思うんですが、それは非常に大事なことだと思います。

私のスタンフォード大学なんかの経験でも、たとえば経済学部には30人ぐらい教官がいて、NSFとか、方々から研究資金をもらっている。その場合、もちろん経理をする人が一人、デパートメントにいて、その人が完全管理しているわけですね。それで、大学院のアシスタントを雇用したというような場合には、ちゃんとルールに基づいて、そのアシスタントのところは直接チェックがいくとかということになっておりますから、実際の研究を行なっている教授や何か一切、お金にはタッチしない。ただし、どういうふうにするか、どういうふうな助手を雇うかということに関しては完全な裁量があるということなわけですね。いま私は、独立行政法人の経済産業研究所というところにおりまして、非公務員型なんですけど、この研究所では、研究と管理を完全に分離するという形のシステムをつくりましたので、あまり事情を知らなかったんですけども、実は最近びっくりしたことがありました。たとえば研究員の人が旅費を、どこか国内に行くという場合に、事前に企画書を出して、また、事後に報告書を出すという文書があったり、リサーチアシスタントを雇用するのに、何人がハンコをつかなきゃいけないというようなことがあるわけですね。2ページのところですが、研究費の流用問題について、研究機関としての不正抑止の取り組みが十分に機能していないのではないかというようなことがありますけれども、行政組織とか大学が事前に不正を抑止しようということになると、過剰な管理とか、研究者に対して過剰なペーパーワークを強いいるということ

になる危険性が十分あるので、事前に抑止するということに関しては十分に注意が必要なんじゃないかと思えます。だんだん世の中も複雑になってくるわけですから、私は、不正をした人に対して、事後に徹底的な処罰を与える、たとえばこの記事がありますけれども、そういう人たちは、社会的な常識に従ってキチンとした制裁を受けるというようなことに、価値観を切りかえていくべきじゃないかと思うんですね。特に事前に不正を抑止するために、稟議書をまいてハンコをたくさん押すということになると、実際、事故が起ると、今度は組織ぐるみでそれを隠ぺいするというようなことが行なわれるわけですから、研究者の個人個人に研究費を出す、その管理は機関が行なう、使い方に関して不正を行なったときには、研究者個人に対してそれなりの制裁が加えられるというようなすっきりした形にすべきで、行政機関というか、そういう機関が事前に抑止するということはあまり強調しないでいただきたいというのが私の意見でございます。

まず論点メモに関しての私見ですけれども、やはり研究者個人に、さまざまな経理的な問題まで含めて、直接的な管理を任せるとするのは基本的に無理があるわけです。それで、これから大学というものが組織体としてきちん機能するには、やはりそういうことも含めてちゃんと管理するというのがあくまでも大前提ですし、ただし、その管理という姿が、いまご指摘になったような、ちょっとした交通費をもらうのにハンコが11必要だなんて、そういうことが起こらないように、どれだけ内部が効率的に、かつ的確に動くかは、別な尺度で測定されていくべきなのかなと、基本的にそう考えております。

石坂先生のご意見の中で、大部分はリーズナブルだと思うんですけれども、日本の問題の場合には、まず大学院が、後期課程の学生にしても、前期課程は特にそうですね、研究室に何となく100%使っている。等分に配分されて研究室が構成されていくわけですね。そこで研究活動がすべて競争的資金でやられますと、大学院の教育的研究というものに対する機能がどういう関係になるかというのは、日本の大学院制度の場合、さきほどもご指摘になりましたけれども、教育的な配慮、そのへんをぜひお考えいただきたいなと思います。

それから、最後の点は、私のクエッションなんですけれども、石坂先生のC項目ですが、「パテントを含めて、大学の所有になる（個人の所有物ではない）。」というんですけど、日本とアメリカの場合の違いでしょうか。私は、いかなる場合でも、特許の発明は発明者に、基本的にいえば、その個人に所有されるべき。職務発明の場合ですね。それを大学なり企業なりという組織に対して、ある契約をもって譲渡をするというシステムをとらないといけません。基本はあくまでも発明者にあると、特許については理解しております、たしか日本の法律はそうなっていたと思います。

井村座長

それが今度、改正されるわけですね。大学あるいは研究所という場所を使って研究するわけですし、ほとんどの場合、国の研究費をもらってやるわけですね。だから、その帰属は、現時点では個人が国になっています。国が所有しているパテントもあるわけですが、国が所有しているパテントというのはほとんど使われないわけです。これは一つの企業にライセンスできないですからね。今度の知的財産法が成立しまして、知的財産本部が内閣府に設けられます。そこでこれから議論されることではありますけれども、総合科学技術会議の知的財産戦略専門調査会では、やはり機関帰属にすべきであろう。その上で、機関が、それがライセンスされて利益を生み出したときには、一定額を発明者個人に戻す、そういう仕組みを機関

はきちんとつくりなさいということです。それは国際的な流れでもあります。それから、知的財産の中には、権利化できる、特許が取れるもの以外に、いろんな無体物もありますし、マテリアルもあるわけですね。そういうものも基本的には機関所属ということにすべきだろう。そこがあいまいなために、例のスパイ事件とか起きているわけですね。そこはそういう形に、これから変わっていくと思います。

永松審議官

補足いたしますと、特許法上の扱いは、私の手元にありませんけれども、原始的には、特許を発明した人が特許を受ける権利を当然有するわけなんですけれども、特許を受ける権利を、たとえば職務契約によって移転することができるというのが、特許法の35条で決められておりますので、その適用によって、会社なり機関が保有することになるというのが実態だということでございます。バイ・ドールですが、この法律というのは、たとえば国が委託費で、企業に委託をした場合には、契約書の中で、受託者が発明した権利は通常、委託者側に帰属するということになるんですけれども、それを、バイ・ドール法上のもとでできてきた特許を譲り受けないことができるということになりますので、それを適用すると、受託企業が発明した場合には、そのの Patent になるということは可能だということです。

井村座長

大学等の機関と個人との関係というのは、もうちょっと議論をして整理しないといけないところがあると思います。といいますのは、ある研究者が発明をして、それを大学に届けましても、大学がすべて特許を申請するわけじゃありませんね。非常にたくさんのもんが出てきたときには困るわけですね。そうすると、大学は、一部は大学のものとして申請したとしても、残りは個人に返さざるを得ない。そのときにどうするのか。JSTが特許をやっておられますね。そういうところに依頼するというのも一つの方法だろうし、個人で出すということも一つの方法かもしれない。だから、そこは大学ごとにキチツとしたルールを決めてもらわなきゃいけないだろうということです。今度の特許法の法改正はしないのですか、まだそこは決まってないわけね。

永松審議官

それはもともと特許法にある条項ですので、法改正の必要はありません。運用上の問題です。だから、大学側と研究者との、一種のアグリーメントをどうするかと。

大学の職務の中に、いままで教育と研究だったのですが、大きなプロジェクトは国がやったことになるんですが、一般的な研究は成果は自由ということになって、それをまた国に戻すという感じになっています。

私が申し上げたかったことはこういうことです。特許というものは、その発明というのは、研究者が人並み以上の特段の努力をもって獲得する知識である。発明である。それがゆえに、あくまでも基本は、その権利を受けるのは発明者である。ただし、そのものを、組織とかそういうものに対して所有を移管するような契約をすることができる、あるいは、それが企業サイドなり、団体のほうの一つの権利になっているという仕組みで構築されているのではないかと。そうしないと、その結果が大きな成果を生んだようなときに、個人に、あるペイをするような仕組みが本来なり立たないで、やはり原理原則は基本的に変わって

いなくて、ハンドリングが、今度はやはり法律的に変わっていくのではないかなと理解しておりましたので、この言葉にこだわったのは、そういうことです。

井村座長

間接経費の問題は、先ほど指摘されたとおりで、まだ極めて不十分ですね。ただ、一気にふやそうとすると研究費が減るとい訴えがありますので、少しずつふやしていって、最終的に30%を目標にするということにしていけないといけないうらうと思っています。いずれ、それぞれの制度のヒアリングを、できたらやってみて、そのときにそういうことを指摘していただいて、改善をしていくということが必要だらうと思うんですが、今日ご議論いただきたいのは、基本的に機関が申請のときには、いまは全部、機関が判を押していると思いますけれども、後の経理の責任を負うかどうかという問題について、ご意見を伺いたいと思います。

科学研究費補助金にまつわる使い方の問題で新聞に取り上げられたり、いろいろなことがあるわけですが、90%までは、たぶん年度を超えて使えないとか、非常に硬直したシステムに問題があって、決して悪い意図でしているのではなしに、それしか仕方がないから、ためておいて次に回すとか、これを買うと言っておいて違うものを買うとかということになっているので、1年前に申請したときに、研究というのはどういうふうに発展するかわからないわけで、それを全部書いたとおりで、しかも、1年以内に使えというのは不可能なことで、そこにいろいろ取り上げられる問題が起こってきているんだと。だから、だれが受け取ってどうするかというふうなところは、僕はどちらでもいい。最終的には大学が目を通すというか、最終的な責任者がするということは必要だと思います。

井村座長

期間を3月から、年度を超えて使えるようにしたいというのは、われわれも本当にそう思うんですね。ここに非常にむだができたり、いろんな問題が出ているわけですからね。繰越明許という制度があるわけですが、繰越明許を利用するというのは、現時点では非常に煩雑でむずかしいわけです。

永松審議官

補助金を繰越明許の対象にすることは、手続上、可能でございますけれども、これは財務省と協議をいたしまして、国会の承認を得て後に可能になるという、そのへんがちょっと問題でございます。それ以外に、いわゆる交付金方式になる場合には、国との関係では、交付をした段階で財政支出が終わっておりますので、今度はもらった機関のほうが、それを単年度で使うのか、複数年度にまたがって使うのかというのは、それは交付機関側の判断でできますので、柔軟性がはるかに高くなるといったことがございます。

いまの、大学で全体が使うか、個人が使うかという問題ですが、一つは、いままで、中の研究費が小さすぎたために、幾つもの口座で扱っている。それを全部経理で一括して扱うということは非常にむずかしい問題があります。これが一つ、大きな障壁になっていると思います。もう一つは、いま言われた、年度を超えてというのは、おっしゃることはよくわかるんですが、たとえば研究費で、もし研究補助員を雇ったときに、年度末で首を切らなきゃいけないことになりまうね。だから、継続的に雇えないという状

況では、どうして支払をするか。自分で払ったら、たとえば立替払ということはあり得ないことはないんですが、立替払も、決定通知をいただくまではできない。決定通知をいただいてから立替払をしたときに、その利子は、自分の懐から出さなきゃいけないわけですね。そういうもろもろのことがあるので、たとえばですけれども、交付したときから、年度を超えて1年間使えるというようにすれば、そういう問題はかなり可能になるわけですね。だから、たとえば年度ごとの経理にするにしても、柔軟に対処していただければ、できるところというのはかなりあると私は思います。

井村座長

国立大学がやがて、あと1年ちょっとで独立行政法人になりますね。そうすると、個人に出すのではなくて、機関に出すという形で、年度を超えて使えるような運営交付金のような形をとることができないかどうか。だから、正面を切って会計法を改正しろという、なかなかむずかしい問題があるので、そうじゃなくて、お金を出す形態を変えることによってできないかというのが一つあると思うんですね。

木村参事官

むしろ、いまファンディングエージェンシーとして、配分機関のほうが、特殊法人がございます。これが独法化すると交付金で入るので、そこからの扱いは、いまおっしゃったようなことで、年度を超えてというのは、その配分機関が決定できるようになるという意味では、特殊法人の独法化によって、交付金という形で年度を超えてというのはできると思います。ただ、他方で、たとえば本省で持っておられるものについて年度を超えてというのは、先ほど永松審議官のほうからありましたように、これは財務省の予算の単年度主義で、いろんな研究開発以外のものについても、繰越明許がどうのこうのという議論があって、そこはなかなかむずかしいような状況だと。

井村座長

なぜ大学だけかということ、ほかにもいっぱい、年度を超えて使わないといけないものがあるじゃないかということ必ず言われるんですよ。確かにそれはいっぱいあると思いますね。ここが非常にむずかしいところ。

永松審議官

ちょっと補足しますと、年度にまたがる予算の問題は、国側の問題と、たとえば交付金を受けた独立行政法人なり特殊法人側の問題と二つあると考えておいたほうが良いと思うんです。国のほうは財政単年度主義の制約の中でやらざるを得ませんので、補助金の場合には、またがる場合には繰越明許という手続でやらざるを得ないというのが、いまの現状でございます。変えれば別ですけれども、他方、交付金ということになりますと、1回の支出で、国としては単年度で支出は終わったということになるので、そこで消えてしまう。今度は、もらった側の独立行政法人なり特殊法人が、もらったお金を単年度内に使うのか、2年、3年とまたがって使うのかというのは、これは筋道でいえば、その法人の問題になるわけです。残念ながら現状では、交付金をもらった団体も、どちらかといえば国の財政制度に準じて、いわば自己規制で、もらった同じ年度内に使うということで、内部のルールを整備しているのが多々ございますので、そのへんを研究の実態に合わせてどこまで変えていけるかというのが、おそらく今後の検討課題と思います。

井村座長

今回問題になっているのも、大抵は、いま言われたように、4月以降にお金を残しておきたいので、こういうことをやることになる。それが一番、理由としては多いわけですね。たぶん私腹をこやすためにやっているんじゃないで、4月、5月をどう乗り切るかというのは常に問題になりますから、そういうことにならないような柔軟な方法を、ぜひ考えていく必要があるんです。そうしますと、本省が研究費は持たないで、全部、ファンディングエージェンシーである独立行政法人にゆだねる。そうすると全部、運営費交付金になるわけですか。本省がいったん予算を受けたら、そうはならないのですか。

永松審議官

本省から交付金の形でお金を出すか、個々の補助金なり委託費で出すかという、出し方によって、財政年度の縛りのかかりぐあい違ってくるということでございます。一言で言えば、

木村参事官

したがって、本省が、こういう競争的資金を実際に配分するときは、単年度主義を超えることはむずかしいだろうと思います。

いまの制度のままですと、全部前倒して、審査から全部前倒してやっていただけると、できないことはないはずで、4月、最初に交付されるようになります。そうすると、あとは国会の審議がいつ終わるかだけの問題もあるわけですけども。

井村座長

しかし、そこはなかなかしんどいですね。現実にはね、年によって変わり得るわけです。国会がもめたりするとまた遅れるし。実は、ファンディングエージェンシーがはっきりない国はあまりないんですよ。先進国の中では、だから、本当は、独立行政法人がファンディングエージェンシーとなって、そこへお金が行って、それは、いまのような運営費交付金でいく。そうすると年度を超えて使えるわけですし、ファンディングエージェンシーが人を雇って、キチツとしたマネージメントをしていくというのが望ましいわけですね。さっき申し上げたDFGもそうですし、イギリスのリサーチカOUNシル、アメリカのNSFとかNIH、ロシアもやっぱりそういう機関を持っています。フランスがCNRSがやっているの、ちょっと違うかもしれませんが、やっぱり政府機関がダイレクトにやっていないわけですし、そういう仕組みをキチツとつくっていく必要があります。いずれまた、これからヒアリングで見ていただくとわかりますが、一つの省の中でも複数ありますし、一つの名前になっていても、実は各課が配分業務をやるというのがありますし、きわめて複雑な形になってしまっているんですね。これを改善していかないと、すっきりしたものになかなかならないと思います。

だから、全体を一つにしるという提案を……。

井村座長

そうそう。だから、岸本先生が、日本版N I Hをつくれという話を強く言われたんですけども、それが、いまの形ではなかなかできないんですね。私も賛成なんですけどね。

単年度決算、本当に困っていて、これを何とか変えていただかないと、税金のむだ使いだと思います。特に補正予算に関して、21世紀COEもそうですけど、補正予算の場合には、機種を選んでいる暇もないという、ばかげたことが起きています。補正予算に関しては特に、もう少し時間の余裕をくださらないと税金のむだ使いではないかなということを切々と感じています。じゃないと、補正予算というのはうまく使われないんじゃないかなと。逆に、補正予算の存在意義に疑問を持ちたくなるような使い方をせざるを得ないような気がしています。それが予算に関してです。パテントのことなんですが、石坂先生のを読んで、違和感を感じたのは、ほかの研究者もそうかもしれないんですが、2ページの、「大学に与えられた研究資金を使って得られたものですから」というところ。何となくそんな気がなくて、自分が一生懸命になってやって、いままでの研究成果と、一生懸命になって書いたグラントでもって自分に与えられたのであって、大学に与えられた研究資金で得られたパテントだとはとても思えないんですね。アメリカはこうなのかなあと思いつつも、ここは非常に違和感を感じたんです。そういう意味では、さきほどおっしゃった、やっぱり、本当は個人に属するものなだけけれども、その後の運用ということを考えて、研究機関に付与するとか、そういうことが、まずワンクッションとしてあるのではないのかなあ。特に大学に与えられる研究資金ではないんじゃないのかなというのが、現場の研究者の意見です。

いま言われたこと、心情的には賛成なんですけれども、実際問題として、私、昔、医科研にいたときに、そこから出てきている教授のパテントを、研究所として持っていたんですね。そのときに、維持していくのが、個人が全部金を出していくのかということ、そうじゃないものがあるんですね。維持するのがむずかしいパテントだけを、大学側もしくは機関が持たされて、そうじゃない、実質的にもうかるパテントだけを個人が持っていけたんじゃないでしょうか。ですから、大学なり、そちらの側としても、全体のパテントを取れるように持っていく、それから、そのパテントを維持するように持っていく、その中でいろんな配分を考えていかなきゃいけないので、個人の努力だけじゃない部分があるということ、は認めていただかないといけないんじゃないかなと思います。

だから、それは後の部分であって、「与えられた研究資金を使って得られた」というところがひっかかるということ。その後のところはそうなんです。どういうふうにしていくのかということ、その前の部分が違うのではないのということです。

井村座長

おっしゃるように、研究というのは大変なことであって、ものすごい労力を使って必死にやるんですから、その気持ちはわかるんですよ。しかし、やっぱり、研究の場所は大学が提供しているわけです。いままでは、国立だと、何となく、それは国のものだということになったけど、これから独立行政法人になりますと、大学がいろいろ工夫をして、研究の場所もつくっていかないといけないわけですから、そういう意味で、全く個人だけだということにはならないだろうパテントの、いま言われたように、維持のお金とか、それを単に維持しているだけでは意味がないわけで、活用しないといけないわけですから、そういう

仕組みは、これから大学が考えていけないといけないだろう。そういうことになる、やはり一定のルールのもとに大学が運用できる仕組みをつくっておかないといけない。しかし、いろんなケースがあり得るわけですね。たとえば、ある教授が、大学からパテントは出たけれども、しかし、それをもってベンチャーをやりたいとか、そういう場合にどうするかとか、いろんな場合があり得るわけで、それはそれで、大学がキチンとしたルール、ガイドラインをつくったほうがいいと思うんですね。

いまの点ですが、私どもの調査だと、大学の先生の発明の87%が企業から出願されていて、大学に行っているのはごくわずかなんですね。今後は文科省も、主要な大学には知財本部を設けて、基盤的な、横断的なサポートは私どもがやらせていただくということになっているんですが、いずれにしても、大学と、かなりの、ものすごい量の出願費用とか維持費用とか、そういうものをきちんと手当して、大学のほうも、いま井村先生おっしゃったように、出た特許をちゃんと実用化まで持っていくという制度がきちんとして、それを先生方が、そうなっていると思わないと、企業に行っている特許は大学に向かないと思っていて、これからの非常に重要な問題だと思います。

井村座長

私も幾つか特許を持ったんですが、いま生きているのは一つだけで、それも全部企業に勧められて出したんです。いままではそういう形ですね。しかし、やはり日本の大学も変わっていかないといけない。

それでは、この問題は基本的に、申請も経理も大学が基本的にするという方向でいいんじゃないかと考えてよろしゅうございますか。それでは、その次が、先ほどから申し上げておりますように、きょう、財務省の原案の内示があります。競争的資金がどのぐらいふえているかというのは、まだ私にもわかりません。そういう状況でありますので、いずれ次回にご報告をしたいと考えております。

そこで、これから議論すべきことですが、事務局から説明をしていただきたいと思います。実は、競争的資金をふやしていく、5年間で倍増という計画で、かなりの額の競争的資金増を要求したのですが、財務省あるいは経済財政諮問会議から、きちんとした評価なしには、たとえ競争的資金であるとしてもふやされないというふうな反応が出ております。そこで、評価をしようということになったんですが、今日、実はこの前に、評価専門調査会をやったんですけれども、基本的にやるということだけで、細かい点はもう一度議論をしましょうということになっているわけですが、これにつきまして、簡単にお願ひしたいと思います。

(事務局より資料3について説明)

井村座長

ちょっと問題になりましたのは、評価というからには、お金を投入して、それがどういう成果を上げたかということをやるのが一つあると思うんですね。ただ、科研費の場合、基礎的研究の場合には、評価を短期間で見ることはできないだろうという意見が出ております。そうしますと、それはどういう形で評価をしていくのがいいのかもう少し検討しなければいけないと思います。もう一つは、いろんな研究費があるわけですが、その仕組みが適切かどうか。すなわち研究費を投入する目標に向かって、この研究費のあり方が適切かどうかということが問題になるわけですが、一部の委員は、枝ぶりもきちんと見たいという

ことを言われるわけです。だから、いずれにしろ、いまずぐにはできないので、科研費の評価なんかはどういうふうにするのがいいのか、それまで少し議論をしたいということを考えております。我々のほうは、したがって、評価をするわけじゃありませんが、現状把握はきちんとしていかなければいけないだろうということを考えております。評価のほうについてはそういうことで、また次回に、決まってから報告をするということにしたいと思います。

評価の場合に、競争的資金といっても、タスクフォース型のもものとボトムアップ型のものがありますね。それを分けた上での評価方法を考えていただけたら非常にありがたいと思います。

井村座長

そのとおりで、特に科研費のようなボトムアップ型で、しかも、基礎研究が多い。その他の省庁のは、多かれ少なかれミッションオリエンテッドでありまして、これは比較的に成果を評価しやすいわけですね。そういう両方を、今日は一緒にまとめて出したものですから、いろんな意見が出ました。だから、いま言われたことを、われわれとしてもよく検討しないとイケない。

私、少しおくれたのは、総務省の独立行政法人評価委員会というものに出ているからなのですが、そこでは、独立行政法人というのは、国の業務を粛々と行なうところであるから、柔軟な評価はあり得ないということと言われて、私一人で抵抗して、結局のところは、「国の研究開発に関する大綱的指針にのっとり、新しい知の創出が期待される基礎研究を行なうときには、画一的、短期的な観点から、性急に成果を期待するような評価に陥ることにならないように、研究の目的、内容等について適切な評価を設けるなど配慮を行なうこと」という文章を書き入れていただいたんですが、私が文句を言わないと、ここのところは全然入らなかったんです。ということは、皆さん、独立行政法人はものすごくお金をいい加減に使うところとしか思っていないということと、基礎研究は、中期計画と照らし合わせて分析を行なうことで評価できないということを知っていただけないということを非常に心配しています。もう一つ、我々が行なう評価以外に、総務省が行なう評価ということがあって、これから多くの特殊法人が独立行政法人になっていくときに、いわゆるミッションオリエンテッドだけではない、フロンティアの研究をするところもあるので、そのへんも、皆さんもよくよく注意をして見ていただきたいと思います。

井村座長

これについては、前から、すり合わせが必要だということは問題になっていたわけですね。だから、総務省に全部やられちゃうと困るわけで、やはり科学技術の立場からわれわれが評価をしていくということが必要だろうということは、前から意見を出しておりまして、そのへんはまたできるだけすり合わせをしていくことが重要だろうと思うんです。我々としても申し入れをすることにいたしましょう。しかし、基礎研究を評価するとは何事かというおしかりも受けるという問題もあるんです。

これは私ども昨年やったばかりなんです、こういうのは利用してよろしいんでしょうか。機関評価で基礎研究全般を、海外の方も呼びして。

井村座長

それはまた、細かいことはこれから議論ですから。それでは、評価のほうはそういうことにさせていただきたいと思います。最後に今後のスケジュールにつきまして。

(事務局より資料4について説明)

井村座長

それ以外にこういうことを議論したほうがいいというのがございますでしょうか。私としては、全部を洗うことはできないかもしれないけれども、競争的資金がどういう形になっているのか、共同研究、グループ研究ばかりのもあるわけですし、そういうときにどういう形で配分されているのか、そういうことを知りたいんですね。そうしないと、さっき出たような批判に十分応えられないんじゃないだろうかという気がしますので、どこかで一度、全部を洗うことはできませんが、代表的な幾つかのものがどういう形で審査されて、どういう形で配分されているのかということキチッと押さえたいと思いますが、いかがでしょうか。これからマネージメントをやっていく上に必要なものですから、たぶん次回、プログラムオフィサー、プログラムディレクターの話が出てくると、そういう人たちが何をやるのかということ議論するときに、それぞれの競争的資金がどういうふうに配分されているのか、現状を少し知りたいということだと思います。これはまた評価のほうにも反映できるわけですね。評価のほうで、いわゆる枝ぶりが知りたいというのも、そういうところなんですよ。

和田審議官

評価専門調査会のほうとこれと一緒にして、それなりのヒアリングをするということを考えて、情報も1カ所ですということをやったらどうでしょうか。

井村座長

あり方はこれから検討しましょう。ほかに、もしございましたら、こういうことを調べるという話を出していただければと思います。あとは、前回の議事要旨はすでに見ていただいていますので、公開させていただきます。それから、本日の資料も公開とさせていただきたいと思います。それでは、年末の大変お忙しいところ、ありがとうございました。また明年もよろしく願いいたします。

以上